

児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸
特別見学申込み要領（令和2年4月～7月）

1 見学対象者等及び見学申込みについて

(1) 見学対象者等

- ・ 見学対象者は、小学校5年生から中学校3年生 までの児童又は生徒（義務教育学校における相当する学年の児童又は生徒並びに中等教育学校前期課程の生徒及び特別支援学校小学部5年生から中学部の児童又は生徒を含む。）です。
- ・ 引率者は、校長又は教員（校長が引率者として認めた者で総理大臣官邸事務所長の承認を得た者を含む。）です。

(2) 見学申込み

- ・ 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校）からのグループ単位で、校長又は教員（代表者）が代表して行ってください。
- ・ グループの構成は、複数の学校の児童又は生徒による 混成も可能です。
- ・ グループに車椅子を使用する等配慮を要する者が含まれるときは、その人数、個別の配慮事項及び同行が必要となる介護者数を必ず記載してください。
（例：「車椅子使用者3名、要介護者3名」「オストメイト1名」等）
- ・ 1グループの見学者数は、児童又は生徒は40名まで、引率者は3名までです。

※なお、申込者から取得した個人情報は、総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学の実施のために利用するものであり、他の目的に利用するものではありません。

2 見学実施日及び見学実施時間について

見学実施日時は、以下の予定です。また、総理大臣官邸における執務の状況により、中止となることがありますのであらかじめ御了承願います。

見学実施日・時間予定表

4月18日（土）	各日	
4月19日（日）		
5月9日（土）		
5月10日（日）		9:30～10:30
6月6日（土）		11:00～12:00
6月7日（日）		13:00～14:00
7月4日（土）		14:30～15:30
7月5日（日）		

3 申込み方法について

- (1) 別紙1「同意事項」をよく御確認いただき、首相官邸ホームページの専用フォーム又は往復はがきによりお申込みください。

(2) 往復はがきによる申込みは、別紙2「往復はがき申込み参考」を御参照の上、必要事項を明記して御応募ください。返信の宛名面には、必ず返送先住所・氏名を明記ください。

(3) 申込みの締切日は以下のとおりです。

4・5月分応募の場合 令和2年3月6日(金)

6・7月分応募の場合 令和2年4月3日(金)

(首相官邸ホームページの専用フォームからの申込みは、締切日当日午後12時(24時)まで。往復はがきによる申込みは、締切日当日必着。)

4 申込みへの対応について

(1) それぞれの実施回につき、児童又は生徒の人数に40名を超える応募があった場合は抽選とします。

(2) 応募結果は、首相官邸ホームページで当選団体をお知らせするとともに、往復はがきで応募の方のみ返信はがきにて御連絡いたします。

なお、首相官邸ホームページ専用フォームからの応募で落選となったグループ(団体)には、御連絡いたしませんので、御了承ください。

○申込み先

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-3-1

総理大臣官邸 特別見学係